

# 法人登録申込書

申込日： 年 月 日

当社は、裏面記載事項を承諾のうえ、以下の通り申込みをします。エクコムグローバル株式会社は、本書面受領時に申込みを承諾したものとします。

基本情報	
住所	
会社名	印
部署名 又は支店名	
代表者	
カナ	
ご担当者名	
TEL	
請求書送付先 E-mail	

支払情報	
方法	請求書支払
締日・支払日	月末締め 翌月末払い

※以下、弊社使用欄につきご記入は不要です。

担当印		検印		備考	一般社団法人 メディカルスタディ協会 会員様限定価格
-----	--	----	--	----	----------------------------

**Mail to: trs\_sls\_w@xcomglobal.co.jp**  
**(FAX: 06-6125-5836)**

エクコムグローバル株式会社 大阪支店 TEL : 06-6125-5835 FAX : 06-6125-5836  
〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場4-6-1 南船場秋山ビル6階



当社（以下、「甲」という。）と、エクスコグローバル株式会社（以下、「乙」という。）とは、乙が代理販売する医療法人社団直悠会にしたんクリニック（以下、「丙」という。）が行うPCR検査の複数回検査用チケット（以下、「検査チケット」という。）の売買に関する基本的な事項について、次のとおり契約を締結する。

#### 第1条（目的）

甲は乙に対し、検査チケットの購入を申込み、乙はこれを承諾し、売買する。

2. 本契約は、甲と乙の間の検査チケット売買に関し、甲および乙が信義のっとり誠実にこれを実行し、公正に取引をすることを目的とする。

#### 第2条（責任の範囲）

乙は検査チケットの販売に関して、乙と丙の間で別途定めた業務委託契約に基づき、検査チケットを代理販売するもので、丙の行うPCR検査の内容や結果に一切の責を負うものでない。甲はPCR検査の内容や結果について乙に対し、責任を問わないものとする。

2. 乙が甲に販売する検査チケットは、丙の検査の実施の費用を前もって支払うものに過ぎず、実際に検査チケットを使用して申込みを行うPCR検査申込者が丙に対して検査の申込みをし、丙が承諾することで検査が実施されるものであり、チケットの売買をもって検査の予約や申込みが完了するものではない。

3. 乙は甲の申込みにより甲に販売した検査チケットを甲に所属する従業員および関係者や第三者に譲渡等することを禁止するものではない。

ただし、乙は甲による譲渡等に際して発生する責任や義務などについての責任を負わないものとし、甲が法令のっとり譲渡等するものとする。

#### 第3条（検査チケット使用可能期間）

検査チケットの使用可能期間は、売買後6か月とする。使用可能期間を過ぎた申込みの検査チケットについて、乙は甲に対して、払戻しや返金を行わない。

2. 乙は甲より検査チケットの譲渡等を受けた第三者に対しても払戻しや返金を行わないものとし、甲は本条に定める情報を譲渡等先の第三者にも周知し、その責任を負うものとする。

#### 第4条（検査チケット利用可能者）

乙が売買した検査チケットの利用可能者は、甲が検査チケットを譲渡等した個人とし、甲の従業員および関係者などの関係性は問わない。

#### 第5条（料金）

乙が甲に売買する検査チケットの料金は、検査申込時に申込サイトに表示される金額とする。必要に応じて、乙は甲に見積書を提出し、協議を行うものとする。

#### 第6条（請求および支払期限）

乙は、毎月末日を締切日とし、請求書を当該締切日の属する月の末日までに、甲に届けなければならないものとする。

2. 甲は、前項に定める締切日の属する月の翌月末日までに、かかる請求書に記載された金額を乙の指定した銀行口座に一括現金で振り込む方法により乙に支払わなければならないものとする。振込手数料は甲の負担とする。

3. 本契約および個別契約に基づく甲の乙に対する金銭債務は、本契約または個別契約が終了した場合といえども、当該債務の弁済が完了するまで存続する。

4. 甲が乙に対する金銭支払債務の履行を怠ったときは、甲は支払期日の翌日から完済の日まで、年10パーセントの割合による遅延利息を乙に支払うものとする。

#### 第7条（情報保護）

甲および乙は、本契約および個別契約から知り得た個人情報を含む情報を、善良なる管理者の注意をもって適切に管理し、乙が業として行う当該サービスの提供または管理運営すること、および甲が当該サービスを利用する目的以外に転用してはならないものとする。

2. 甲および乙は、あらかじめ両者の同意を得ることなく、情報を第三者に提供してはあならないものとする。

ただし、下記の場合を除くものとする。

・法令に基づく場合

・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

・国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

#### 第8条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から1カ年とする。

ただし、契約期間の満了2カ月前までに乙甲のいずれからも契約終了の申出および異議がないときは、契約期間は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

#### 第9条（機密保持）

甲および乙は、本契約に関して知り得た情報を一切外部に漏洩してはならない。

#### 第10条(反社会的勢力等)

甲および乙は、役員、重要な地位の使用人その他これらに準ずる地位にある者若しくは経営に実質的な影響力を有する株主（以下「役員等」という。）が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。）

2) 暴力団員（暴力団の構成員をいう。）

3) 暴力団準構成員（暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外の者をいう。以下「準構成員」という。）

4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与する者又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）

5) 総会屋等（総会屋その他企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

7) 特殊知能暴力集団等（上記（1）から（6）に掲げる者以外の者であって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的つながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）

8) 上記1から7までに掲げる者以外の者であって、暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当要求を行う者

2 甲および乙の役員等は、自ら又は第三者を利用して次の各号について表明および確約するものとする。

1) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

2) 反社会的勢力を利用していないこと。

3) 反社会的勢力の維持運営に協力し又は関与していないこと。

4) 自ら若しくは第三者を利用して、相手方当事者又は相手方当事者の役職員、株主、親会社、子会社、関連会社、顧客、取引先その他関係先（以下「相手方当事者の関係先」という。）に対し、暴力的行為、詐術および脅迫的言辞を用いず、相手方当事者若しくは相手方当事者の関係先の名譽や信用を毀損せず、又は相手方当事者若しくは相手方当事者の関係先の業務を妨害しないこと。

3 甲および乙は、第1項のいずれかに該当し、若しくは第2項のいずれかに該当する行為をし、又は第1項に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに取引の全部又は一部を停止し、又は契約の全部又は一部を解約することができるものとする。

4 甲および乙は、第1項又は第2項の確約に反したことにより相手方当事者若しくは相手方当事者の関係先が損害を被った場合、その損害を賠償する義務を負うことを確約する。

#### 第11条（契約の解除）

甲および乙は、次の各号の一つに該当する場合、相手方に対し催告をしないで直ちにこの契約を解除できる。

1) 本契約の条項に違反したとき

2) 銀行取引停止処分を受けたとき

3) 第三者から強制執行を受けたとき

4) 民事再生・あるいは会社更生等の手続を開始したときまたは申立を受けたとき

5) 信用状態の悪化等あるいはその他契約の解除につき、相当の事由が認められるとき

#### 第12条（合意管轄）

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を専属的第一審管轄裁判所とする。

#### 第13条（協議）

本契約に定めのない事項または本契約に定めのある事項について疑義が生じた場合には、乙および甲は誠意を持って協議の上解決する。